

# 第 2 7 9 回

## 国有財産関東地方審議会議事録

令和 6 年 9 月 4 日

三田共用会議所

4階「第4特別会議室」

関 東 財 務 局

## 目 次

1. 開 会 -----	1
2. 事務局紹介 -----	1
3. 関東財務局長挨拶 -----	2
4. 諮問事項審議等 -----	3
了解を求める事項	
千葉県松戸市岩瀬に所在する財産を松戸市に対し、市役所敷地として時価 売払いすることとした財産の利用計画を変更することについて -----	3
報告事項	
1. 留保財産として選定しないことについて -----	1 8
2. 貸付契約を解除した留保財産について -----	2 2
3. 国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況について -----	2 6
5. 閉 会 -----	2 7

午後 3 時 0 0 分開会

## 1 開 会

○上條会長

本日はご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

只今から第 2 7 9 回国有財産関東地方審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、委員の出席状況について報告いたします。本審議会は、国有財産法施行令第 6 条の 8 第 1 項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができないこととなっております。本日は、委員 1 2 名中 1 0 名の方のご出席をいただき、半数以上となっておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

## 2 事務局紹介

○上條会長

審議に入る前に、事務局が新体制となりましたので、紹介をお願いしたいと思います。

○中村管財第 1 部長

管財第 1 部長でございます。7 月の人事異動により、関東財務局長及び事務局の体制が変わりましたので、留任の者を含め改めて紹介させていただきます。

関東財務局長の目黒でございます。

○目黒関東財務局長

関東財務局長の目黒でございます。よろしく申し上げます。

○中村管財第 1 部長

管財第 2 部長の瀬川でございます。

○瀬川管財第 2 部長

管財第 2 部長の瀬川でございます。よろしく申し上げます。

○中村管財第1部長

管財第1部次長の笠井でございます。

○笠井管財第1部次長

管財第1部次長の笠井です。よろしくお願いいたします。

○中村管財第1部長

管財第1部次長の小林でございます。

○小林管財第1部次長

小林でございます。よろしくお願いいたします。

○中村管財第1部長

管財第2部次長の和田でございます。

○和田管財第2部次長

管財第2部次長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

○中村管財第1部長

管財第2部次長の伊東でございます。

○伊東管財第2部次長

管財第2部次長の伊東でございます。よろしくお願いいたします。

○中村管財第1部長

管財第1部長の中村でございます。昨年度に引き続き事務局をつとめさせて頂きま  
す。よろしくお願いいたします。以上でございます。

### 3 関東財務局長挨拶

○上條会長

それでは、関東財務局長から挨拶がございます。目黒局長よろしくお願いいたします。

○目黒関東財務局長

改めまして、関東財務局長の目黒でございます。座ったままご挨拶させていただきます。

先ほど事務局より紹介のありましたとおり、私の方も今年の7月に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。第279回国有財産関東地方審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変ご多用のところ、本審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また委員の皆様方には、日頃から国有財産行政をはじめ財務行政全般につきまして、ご指導を、それからご支援を賜っておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。

本日は、ご了解をいただく事項といたしまして、千葉県松戸市岩瀬に所在する財産を松戸市に対し、市役所敷地として時価売払いすることとした財産の利用計画を変更することにつきまして、ご審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方から忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしくご意見申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○上條会長

ありがとうございました。

#### 4 諮問事項審議等

○上條会長

それでは審議に入りたいと思います。

了解を求める事項

千葉県松戸市岩瀬に所在する財産を松戸市に対し、市役所敷地として時価売払いすることとした財産の利用計画を変更することについて

○上條会長

千葉県松戸市岩瀬に所在する財産を松戸市に対し、市役所敷地として時価売払いすることとした財産の利用計画を変更することについて審議をいたします。

それでは事務局から説明をお願いします。

○和田管財第2部次長

改めまして、管財第2部次長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは私の方から了解を求める事項についてご説明させていただきます。

本件は、令和4年12月の第273回地方審議会において、千葉県松戸市岩瀬に所

在する財産を松戸市に対し、市役所敷地として時価売払いすることについて、処分が適当である旨の答申をいただいた事案です。答申後、売却に向けた処理を進めておりましたが、令和5年5月に松戸市議会におきまして、財産取得議案が否決されたことから、その旨、同年6月の本審議会において報告いたしました。この度、松戸市から利用計画を変更した取得要望書の再提出があったためご了解をいただこうとするものです。

前面のスクリーンにもお示ししておりますが、お手元の資料2ページをご覧ください。こちらが令和4年に答申いただいた処分条件等になります。答申以降、処理区分に変更はございませんが、松戸市において庁舎の整備計画及びスケジュールの見直しが行われましたので、その変更点についてご了解をいただこうとするものです。前回の答申時から時間が経過していますので、これまでの検討経緯にも触れながら、見直しの内容についてご説明させていただきます。

はじめに、財産の概要につきまして、ご説明いたします。3ページ、左側の位置図をご覧ください。対象財産は、赤く囲まれた部分でございます。平成27年度に引き受けました「法務総合庁舎等」跡地の一部で、JR常磐線「松戸」駅から南東へ約400メートルに位置しております。

右側の案内図をご覧ください。対象財産の北側には、松戸中央公園が所在しており、面積8,745平方メートルの財産です。青枠で囲んでいる範囲は、松戸市が施行する土地区画整理事業の対象区域となっております。当該区域内には、対象財産のほか、北側から当局所管の国家公務員宿舎跡地、当局が松戸市に対して無償貸付している松戸中央公園及び相模台公園が所在しているほか、松戸市道が含まれています。

それでは4ページ、空中写真をご覧ください。対象財産は松戸駅周辺に所在しておりまして、付近には公園、学校や法務総合庁舎・地方裁判所等が所在しております。

次に、地方審議会でご答申いただくまでの経緯等をご説明します。

5ページ、利活用の検討経緯をご覧ください。松戸市は、平成27年に「松戸駅周辺まちづくり基本構想」を策定しまして、対象財産を含む一体のエリアを新拠点ゾーンに位置付け、平成30年から令和3年にかけて策定した整備基本構想等に基づきまして、土地区画整理事業区域を定めました。また、令和3年には対象財産を含む松戸駅周辺地域50ヘクタールにつきまして、内閣府が都市再生緊急整備地域に指定しています。そして、令和4年12月の地方審議会におきまして、本地を松戸市に対し時

価売払いすることについて、適当と認める旨の答申をいただいたところでございます。

次に、土地区画整理事業についてご説明いたします。

6 ページ、土地区画整理事業の概要をご覧ください。左の図の赤枠は、都市再生緊急整備地域でございます。同地域内のうち、松戸駅東側の青枠が土地区画整理事業区域です。なお、図の中央にお示しのとおり、用途地域及び建ぺい率・容積率が都市計画変更されまして、土地の高度利用が図られています。右の図は、土地区画整理事業区域の概要です。対象財産は、財務省換地のうち、南側の赤色で示した財産になります。

7 ページ、新拠点ゾーンの利用計画をご覧ください。新拠点ゾーンは、松戸駅に近い北部の「試みの場」、中央部の「オープンな場」、南部の「支える場」の3つの機能が掲げられており、対象財産は「支える場」に属しております。なお、対象財産の東側に位置する青色の国有地、約1,800平方メートルについては、今後、国において利用する予定となっております。

8 ページ、現市庁舎の現状をご覧ください。松戸市の現庁舎は、本財産の北、青色で表示した位置に所在し、本館、新館、議会棟及び別館の4棟の建物から成っています。このうち、本館は築60年以上、新館は築50年以上が経過しておりまして、老朽化が著しく、十分な耐震性能を確保することが困難であり、早急な建替えの必要性が生じております。

このほか、業務量や職員数の増加により、庁舎の分散化及び狭あい化が進むとともに、水害時には緊急輸送道路である国道6号からアクセスできない可能性があるなど、災害対応機能として立地の課題を抱えております。

一方、今回の対象財産は高台に位置しており、緊急輸送道路からのアクセスも改善され、周辺の公園や小中学校との連携により、幅広い災害対応が可能であることから、松戸市は対象財産での市役所整備を計画し、取得を要望してきたもので、その必要性、緊急性等を踏まえ、松戸市に対して、対象財産を市役所敷地として時価売払いすることについて答申をいただいたものです。

それでは、答申をいただいた以降の経緯等についてご説明いたします。

9 ページ、利活用の検討経緯等をご覧ください。令和5年3月に、国と松戸市との間で見積合わせを実施した結果、本財産の売払価格が決定しましたが、同年5月の松戸市議会において、次の理由により本財産の取得議案が否決されました。

一度、10ページへ移ります。本財産の取得議案が否決された当時の利用計画図になります。当初案では、本地に、4棟の現市役所庁舎及び分散している庁舎における全ての市役所機能を移転するために必要な規模の庁舎及び、立体駐車場を整備し必要台数を確保する計画でしたが、議会におきまして、本財産は現市役所敷地と比べ面積が小さい上に、斜面地が含まれており、この整備計画では、災害発生時に対応が必要となる平場の面積が十分に確保できないとの意見などが挙げられ、本財産の取得議案は否決されております。

9ページにお戻りください。本財産の取得議案が否決されたことを受け、松戸市は、整備事業の見直しを行い、本年1月に、改めて市役所機能を段階的に整備する案を公表し、2月に取得要望書の再提出がありました。松戸市議会においては、本年3月に本財産を取得するための令和6年度予算が可決され、同年6月に本財産の取得議案が可決されております。

11ページ、市役所機能段階的整備案をご覧ください。新たな整備案の概要となります。新たな整備案では、災害発生時に災害対応を行うための平場を確保するとともに、物価高騰といった事業環境の変化等を踏まえまして、市役所機能を、本地での整備を軸に、新拠点ゾーン等において段階的に整備することを検討しております。

まず、第1ステップとして、現庁舎のうち耐震性が確保できていない現本館及び現新館の機能を先行して移転するために必要な庁舎を建築します。一定の耐震性が確保されている現議会棟と現別館は継続使用とし、第2ステップとして、分散している庁舎の集約や他の公共施設の整備方針と併せて移転等を検討することとなっております。

12ページ、利用計画図をご覧ください。本地利用計画の当初整備案と新整備案を比較したのとなります。当初案からの変更点としては、市役所機能を全部移転から一部移転になったことに伴いまして、庁舎の規模が縮小することで建築面積が減少しています。また、駐車場について、立体駐車場を計画していたので、建築面積が減少することで生じる水色で表示した平場部分に、平面駐車場を整備する計画に変更となっております。これによって、災害発生時に必要な対応を行うための平場を確保するとの課題も解消できる計画となっております。平場部分は、平時では主に来庁者向け及び官用車の駐車場として利用されますが、災害発生時における活用について説明いたします。

13ページ、平時及び災害発生時の利用計画をご覧ください。平場の駐車場部分に

については、建物の1階部分に整備される駐車場と合わせて、災害発生時の各フェーズに応じた活用を想定しており、特に発災直後や初期段階においては、一時避難所や周辺住民等への支援所として活用する計画となっています。具体的なイメージとしては、一時避難場所となる松戸中央公園との結節点として、帰宅困難者の受入れを担うほか、災害対応を行う車両や設備を置く場とすることを想定しています。なお、隣接する国利用予定地と出入口を一体利用すること等についても、今後、調整を行っていく予定となっております。

14ページ、利用計画をご覧ください。先ほどご説明しました、整備計画の変更点をまとめたものです。当初案と比較し、新案については、現本館・現新館等のうち、窓口機能の部署等及び災害発生時の対応拠点のみを移転することとなっております。階数は11階建てそのまま、建築面積等が減少しております。また、駐車場は立体式から平面式に変更しておりますので、これにより平場の面積が約3倍に増加しております。

15ページ、必要性・緊急性、妥当性及び実現性をご覧ください。まず、「必要性・緊急性」についてです。先にもご説明しましたとおり、松戸市の現庁舎は、老朽化・狭あい化・分散化のほか、災害対応面が喫緊の課題となっております。建替えの必要性・緊急性が認められます。次に、「妥当性」についてです。新案では、庁舎面積を縮小し、平場の面積を十分確保する計画となっております。こちらについても先にご説明したとおり、平時は主に駐車場として、災害時は、一時避難場所となる松戸中央公園の結節点として帰宅困難者の受入れを担い、災害対応のために本地の全てを市役所敷地として活用する計画としておりますので、全面積を売り払うことは妥当であると認められます。

なお、本年6月の議会において財産取得議案が可決されているため、「実現性」も認められます。

以上の点を踏まえ、松戸市に対し本地を売り払うことは適当と考えております。

最後に16ページ、今後の予定をご覧ください。令和6年に用地を取得の上、建物の解体工事、市役所庁舎建築の基本設計を行い、令和9年から造成工事、実施設計を行った上で、整備工事に着手しまして、令和14年度の完成が予定されております。

以上でご説明を終わりにさせていただきます。

○上條会長

ありがとうございました。

それではただいまの説明につきましてご意見ご質問等がございましたら、どうぞよろしくお願いたします。

長谷川委員どうぞ。

○長谷川委員

説明ありがとうございました。

防災の観点で必要な見直しだということですね。その判断については尊重しなければならぬと思いつつ伺いました。その上で2点ほど伺います。

一つは、現庁舎の問題点の一つとして、もろもろの機能が分散しているという問題点があったかと思えます。今回のこの計画、二段階でやる、第一段階は本館と新館ということで、結局また大きく分散されてしまうわけですね。現庁舎と新しい庁舎は気軽に行き来できるような距離ではないと思えますが、これによって、例えば移動に手間がかかって行政効率が落ちるとか、或いは議会との調整に手間がかかるとかいうことはないのか。そもそも市民の側から見て利便性が阻害されることがないのか、その辺の影響についてどう捉えられているのかを伺います。仮に影響があるとすれば、どういうふうそれを解消しようと松戸市で考えられているのか、その点も伺います。

もう一点ですが、二段階で整備するということで、いずれは議会棟と別館を改めて検討するということではしょうけれども、そもそもの出発点として、先ほども言ったように分散化問題の解消がありました。そのためには、できるだけ同じ地域に移したほうが良いと思えますが、なかなかこの地域で、さらに一体的に集合させていく、すべての機能を一体化していくのは難しいという気もします。その辺の見通しについて、現段階でどういう方向性を考えているのか。仮に新拠点ゾーンの中で考えるのなら、例えば、北部の国家公務員宿舎の跡地などが候補になるのかもしれませんが、そうすると、北部、中央部、南部と特徴づけて開発するという部分が、また違ってくると思えます。その辺も含めて、大きなイメージでも良いのですが、第2ステップをどう考えているのかを伺います。

○瀬川管財第2部長

2部長の瀬川です。私からお答えさせていただきます。ご質問ありがとうございました。

一点目の、現庁舎で2ヶ所に分かれることになるので業務上問題がないかですとか、市民の方の利便性に問題がないかということですが、まず業務上の問題については確かに分かれることとなりますので、行政のいろいろなやりとりというのは、距離が離れてしまいますが、これから具体的に整備の計画を松戸市は作っていくのですが、そういう行政の運用の仕方も含めて、庁舎の具体的な計画を作っていく中で検討されると聞いております。例えば最近であれば、打ち合わせ等についてはオンライン会議を使うなど、新しいツールなどを十分活用して、できるだけ行政の影響が少ないように、検討していきたいと聞いております。

また、市民への影響でございますが、今回、移転してくる庁舎には主に市民の税ですとか福祉ですとか、窓口の機能を持つ部署が多く入っておりまして、今回はその窓口機能をまずこちらに持ってくる。それと、防災関係の部署を持ってくるということで、窓口機能につきましては、現庁舎は増築を重ねておりまして、窓口が現庁舎でもいろんなところに分散していて、少し市民の方の使い勝手が悪いということもあるようですので、今回こちらにまとめて窓口機能を持ってくる時に、その窓口をできるだけ一本化するなど、そういった市民の負担が少なくなるようにすると聞いておりまして、市民にとっては窓口機能が集約されることで、今回の移転で利便性が増すのではないかと考えております。

それから段階的に整備を行う場合の第2ステップですが、松戸市は今回、第1ステップの基本計画をこれから作っていきますが、その基本計画の策定を速やかに行い、それを踏まえて、第2ステップの庁舎の移転をどうするかを具体的に検討していくと聞いておりまして、具体的にどこに第2ステップの庁舎を持ってくるということを松戸市は、まだ明らかにしておりません。

例えば、財務省の土地については駅に近いので、まちづくりのにぎわい施設と、あと、図書館ですとかそういったものを移転するということなのですが、にぎわい施設とともに公的施設もここに来るといようなことで計画されておりますので、この全体のゾーニングの計画とは整合がとれるというふうには聞いております。

今後松戸市において、第2ステップの計画も具体的に進めていきますが、今、委員からご指摘ありましたとおり、行政ですとか市民の方に、庁舎が分かれることで不便をきたさないようにというご意見があったということは伝えさせていただきます。以上です。

○上條会長

よろしいでしょうか。他には。西尾委員どうぞ。

○西尾委員

ご説明ありがとうございます。

今の長谷川委員の質問の件に関連して補足的な質問ですが、3ページの資料で、対象財産となる国利用予定地、この場所の現時点の利用計画を考慮しなければ、隣接している用地なので、段階整備の用地として合理性が高いように思います。この国利用予定地で予定されている内容だとか、その緊急性、またそれが北部の方に振り替えることができるのか、できないのかについてお伺いできますでしょうか。

○瀬川管財第2部長

この国利用予定地は、具体的な用途はまだ公表されておりませんが、いずれにしても、ここは国利用ということで、今計画しております。北側ですとか、中央は、市の施設ですとか、まちづくりのためのにぎわい施設等を予定しておりますので、国の施設をここに移したらどうかということについては、難しいと考えております。

以上です。

○上條会長

よろしいですか。どうぞ。

○西尾委員

それでは、これは意見になりますが、ご説明いただいた内容について、段階的に整備をするというお話がある中で、その段階整備の用地に関して、見通しが全く立っていないというのは、少々驚きました。基本的には、市民の方の不安を解消する意味でも、将来拡張性も当然考えておくべきものだと思いますし、市民サービスの合理性を考えると、現在、対象財産とされているところから別の場所に拡張用地を確保するのは、かなり利便性なり、合理性を損なうと思います。その部分とも比較衡量した上で、国の施設を北側に持っていくことが合理的でないのかどうかということも、総合的な観点から検討する必要があるかなと思います。幸いに、国有財産の審議に参加させていただく中で、国の施設は柔軟な観点で移転などを繰り返しながら機能確保している様子を伺うことができたので、かなりいろんな可能性を持って検討いただいてもいいのかなと思います。対して市役所にとっては、国利用予定地は長期的に見てかなり希少な拡張可能な候補地になるのではないかなと思います。以上です。

○上條会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。湊元委員どうぞ。

○湊元委員

一点だけ質問させていただきます。

今回の変更案が出てきた理由ですが、説明では主にこの防災面のところ、平地の確保、防災面が主であるとのこと説明でした。昨今、建築費が高騰し、建設業の人手不足もあって、公的庁舎などが計画を延期されたり、変更されているという事例も出てきております。本事例でもその背景として、建築費など、資金的な面での背景があったのかどうか、教えてください。

○瀬川管財第2部長

ご質問ありがとうございます。

説明を漏らしてしまったのかもしれないですが、11ページをご覧いただきたいのですが、上のハコの段階的整備案の考え方のところにありますように、災害対応の平場が従来の案ですと無いので、それを何とか確保するということと、やはり委員がおっしゃったように、物価高騰、建築費が高騰しておりまして、当初想定していたよりも、昨年時点の試算だと思いますが3割以上アップしているということで、松戸市としましても市の財政の負担の平準化を図るということもその要因の一つとして、挙げております。

それで一度にすべて造ると、大きな金額を支出しなければいけないのですが、2段階に分けることで、第2ステップを検討する際には、当然、今後、市役所の職員の働き方もいろいろと変わってくるでしょうし、情報通信技術ですとかオンライン化とか、そういったものも進んでくると、市役所の必要な面積ですとか機能っていうのも変わってくるかもしれませんので、そういうことをその時点で見極めて、本当に必要な面積を第2ステップで造るということを想定しておりまして、それによって財政の平準化も図られるということも大きな一つの要因であると聞いております。

○湊元委員

どうもありがとうございます。

ということは主の要因としては災害対応ですが、コストの面も大きなファクターであったということよろしいですね。

○瀬川管財第2部長

おっしゃるとおりです。

○上條会長

よろしいでしょうか。他にいかがですか。はい、斉木委員どうぞ。

○斉木委員

斉木でございます。

資料の9ページに、令和5年の3月に今回のこの土地のですね、売払価格について一旦価格決定したと書いてありますけれども、今回改めて事業計画が変わって、再度、価格の方を検討すると思いますが、その時の価格の考え方というのは時点の変更だけと考えるのであればよろしいですか。

少し気になるのは、計画の延床面積が約半分、半分とは言いませんけど、かなりボリュームが小さくなっていますので、それによって売り払う土地の価格が影響を受けるのかどうかというところを、もし何か今の時点でのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○瀬川管財第2部長

ご質問ありがとうございます。

鑑定評価を取っておりますが、鑑定評価の際には造成後の最有効使用という観点でやっておりますので、今回の市役所自体の計画によって評価に影響はないと認識しております。

○斉木委員

ありがとうございます。

○上條会長

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。井岡委員どうぞ。

○井岡委員

井岡でございます。

第1ステップ、第2ステップのことがよくこちらで分かりましたが、目的は耐震化ということですので、残された建物はどれぐらい大丈夫なのかということをお聞きしたいということ。もう一つ、平場の確保はよろしいのですが、駐車場、駐車可能な車の数が、半分まではいかないようで、かなり減っているんですが、これで需要は満たされているのかということをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○瀬川管財第2部長

ご質問ありがとうございます。

残る庁舎につきましては、まだ耐震性能は、特に危険な状態ではないということで、通常の検査ですとか必要に応じてメンテナンスをしていくということで、引き続き使える状態であると聞いております。

それから駐車場の台数ですが、131台に今回減るということですが、一部の庁舎の機能を移転しましたので当初予定していた280台よりは減っておりますが、この考え方ですが、15ページをご覧くださいますと、妥当性のところで書かせていただいておりますが、駐車場は来庁者用が98台、公用車用が33台を今回予定しております。

この98台と申しますのは、現庁舎でここに移ってくる窓口機能を持つ部署に来庁する方の車の割合、実際の利用率を0.9と聞いておりますけど、それを掛けた数、プラス公用車につきましては、第1ステップでこちらに移転してくる、災害対応関係の部署が持っている公用車を積み上げた台数になっておりますので、第1ステップで来る庁舎の需要はこれで賄えると聞いております。

○井岡委員

ありがとうございました。

○上條会長

よろしいでしょうか。澤野委員どうぞ。

○澤野委員

今回ですね、審議会で答申した後に、議会で財産取得議案が否決されたということですが、過去において、こういう事態は発生しているのか、或いは今後もこういう事態が発生するのかな、通常はどういうふうにして、こういうことが発生しないようにしているのか、そのあたりご説明いただきたいというのが一点。

もう一つはですね、もともとは全部機能をこちらに移転するというので、今回はその一部を移転するという変更になるわけですが、短期間に変更したということもあるんですが、残されるものを、結局どうするのかということの第2ステップの方の案が具体的には出てきていない。どこに引っ越すのか、今回良いということになったとしても、利用計画の全体像っていうのを早急に策定する必要がありますよねということを、これは意見として残しておきたいと思います。以上です。

○瀬川管財第2部長

ご質問ありがとうございました。

私の知る限り、答申をいただいた後で否決されるというのは多分、本件ぐらいではないかと思うのですが、松戸市の執行部門というか松戸市とその議会の、どのようなやりとりがあったかということは、議事録等でしか見ていないので、よくわからないのですが、否決という形になってしましまして、今回は松戸市としては議会のご意見をよく聞いて、特にご心配をされていた災害対応の拠点としてちゃんと機能するのかという、特に平場の問題などを解決すべく、今回の案を作って、前回は予算案が通ったということで、審議会に付議させていただいたのですが、今回はその取得決議案も6月に通していただいた上で了解を求める事項として提案させていただいているところでございます。

松戸市に対しては今後こういうことがないよう、きちんと議会等には、事前にご了解いただいて、滞りなく計画が進むようにというご意見をお伝えさせていただきたいと思えます。

それから、おっしゃったように、まだ松戸市は第2ステップを検討する際に、その時の直近のいろんな社会情勢とか先ほどご説明した働き方等の変化を踏まえて、最適なものを見極めていくということで、具体的な案全体のプランを示していないのですが、やはり早急に第2ステップのプランにも取りかかっていたいただきたいと思います。ありがとうございました。

○上條会長

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。西尾委員どうぞ。

○西尾委員

それでは追加で意見という形で申し上げておきたいのですが、今回たまたまこういう形で2度審議することになったので、改めて考えたんですけども、松戸市の方で庁舎をどうしていくべきか、ということに関してもビジョンといいますか、将来像みたいなものがあまり見えないことにちょっと違和感があります。それに関して、これから検討という段階なのであれば、あまりその時点で審議会に諮るのはどうなのかなという印象を持ちますし、例えば市民窓口の機能ですね、どうつくるかは全国的にもいろいろな考え方や議論がある。大抵の場合、市役所をどこにもって行って、どう作るかっていうのは、市民ぐるみのかなり大きな議論になります。利便性を考慮して、

駅に近いビルの低層、民間の建物などを借りてでも、窓口を作ることを考える自治体さんもある。そういうことを松戸市がどの程度、真剣にこれまでのプロセスの中で議論をし、ビジョンを描いていたのかということに関して、疑問を感じる点もあります。我々には全ての前提や情報が共有されているわけではないので、色んな事情があるでしょうが、今回はそのような印象を受けました。

今後の庁舎計画で言えば、今、各地で作られている市庁舎は、かなり市役所の機能と、市民の方の居場所づくりみたいなものをどう融合させるかを真剣に検討している例が多数あると思います。今回の案も、前回の当初案もそうですが、平面駐車場で庁舎が覆われるような形になっていて、庁舎の1階部分はフットプリントといいますか建築面積が小さくなっている。市民の方が、より楽しく行きたくなるような庁舎になるイメージがわきにくいプランです。そういうことも今後、この与件の中でできる範囲での対応ということになっていくと思いますけれども、今後の松戸市民にとっての庁舎のあり方というのもしっかり考えて、国有地を活用していただくようお願いをしたいなと思います。

○瀬川管財第2部長

ありがとうございました。いただいたご意見は松戸市に伝えさせていただきます。

今回、2回に分けて、まずは窓口機能を持っていくという案を検討する際には松戸市においても、市役所の窓口はやはり駅にある程度近いところの範囲内からという前提ですが、借受けできる庁舎ですとか、もしくはここ以外に適地はないかというのを探したようですが、それはなかったということで、もともとの計画していたこの国有地になったと聞いております。

あと、市民の方が来やすい庁舎というか、いろんな機能も付加したらどうかというご意見も伝えさせていただきます。

今回、この図の灰色の部分が道路で、ここに向かって左から右の方に急な上り坂になっておりまして、非常に見通しも悪くて、ぐるりと回らないとこの敷地には入って来られないのですが、坂の下のところから、この法面の傾斜を緩やかにして、エスカレーターなどを作って、市民が駅からアクセスしやすいようにして、少し分かりづらいますが、左の図の上の方に横断橋というのがありますけど、中央公園とこの敷地の間の道路は少し低くなっておりまして、その中央公園とこの敷地の関係をフラットにして、上のほうにある、他のゾーンからこの市役所を通過して駅に行き来するという、

そういった動線に配慮する計画という、これから具体的に決めていくのですが、そういったことも松戸市は配慮しているようですので、できるだけそういった機能を庁舎に持たせるようにとのご意見をお伝えさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○上條会長

他にはよろしいでしょうか。平田委員どうぞ。

○平田委員

今の西尾委員のご意見に追加なのですけれども、平常時にこの松戸市役所に人がどのように集まっていたかのかを考えていくことの大切さを、今おっしゃったと思うのですね。

それから災害時には、今度はどういう砦になりたいかということのイメージがあまりはっきりしないということをおっしゃったと思うのですが、このまず災害時のことから言いますと、資料の10ページをご覧いただきたいのですが、主な否決理由のところに必要な平場の面積が少ないとありますよね。これは議会というか市民側のご意見を私が推測すると、市民が何かやってもらいたい平場だと思ったんですね。それで、15ページをご覧いただくと、妥当性のところに、当該平場において帰宅困難者、それから車両の置き場となっていて、必ずしも市民はあまり意識されてないのかなと思ったのですが。

やはりこれからの建物の使い方というのは、役所の、実際に能登半島の災害などがイメージにあるのですけれども、住民は逃げ込む場にもされていますよね。ですからやはりある程度、役所の機能を保持しなければいけないので、あまり併存というのは難しいことではありますが、市民の方の砦になる機能は平場のところにも出てくると思うので、そこをぜひ、具体的にもう少し柔軟に考えていただくよう、お伝えいただければと思います。それからその平場で支援の車を置くことも大切だし、自衛隊とかの基地になることも大切ですが、例えば千葉の水害のとき、住民の方々はインターネット環境と電気、今回の能登で水がものすごく大事で、皆さんスマホの電池がなくなるとインターネットが通じず、すごく苦しまれるので、それで役所が提供したところに集まったりされているんですよね。役所が公共のWi-Fiを提供するところに集まったりされているので、その平場をかなり充実したものに考えていただくことが、市民の否決理由に沿うことになるんじゃないかと。

もう一つは平常時の時に駐車場になりますよね。これもしょうがないとも言えますが、さっき西尾委員がおっしゃったように車ばかりになる。本当にそうなると思うんですね。これは私が内閣府の国民を守る、今これからシェルターができようとしているのを、お手伝いさせていただいた時に、やはり、攻め込まれたときのシェルターを作るときに、平常時ずっとどうするのかということがあったとき、やはり駐車場として使いたいという地元のご希望があったように思いますね。駐車場であるのは仕方ないんですけど、でもやはり西尾委員がおっしゃったような、平常時に、市民と役所が何をしたいかという場であることも、もう一度お考えいただいて、二期に分けて考える時間もあると思いますので、ぜひ深くお考えいただきたいということを追加していただけないでしょうか。

○瀬川管財第2部長

貴重なご意見ありがとうございました。

今、お聞きしたお話については、しっかりと松戸市にお伝えして、これからの検討に活かしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○上條会長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見も出尽くしたようですので、説明がありましたとおりに了解したいと思います。ご意見も出尽くしたようですので、説明がありましたとおりに了解したいと思います。ご意見も出尽くしたようですので、説明がありましたとおりに了解したいと思います。ご意見も出尽くしたようですので、説明がありましたとおりに了解したいと思います。

それで、計画内容そのものにつきましては、松戸市の行政の問題であって、なかなか本審議会で関与できない部分も多いわけですが、皆様のご意見を聞く限りは、同じようなことを皆さん感じておられるのかなと思います。

せっかくの国有財産を売却し、そこに移転新築をすると。多額な税金を使ってやるわけですが、機会にもかかわらず、現状では十分に、当初我々がお聞きしていた目的が達成できないような計画になっていると。この経緯をお聞きする限り、先ほど来お話が出ているように、お粗末な感じだなと言わざるを得ないと。そうすると今後ですね、さらに新しい計画が付け加わっていくわけですが、それについては、行政の効率化だとか市民の利便性。先ほどの災害対策の問題等ですね。十分に松戸市側でも検討いただき、計画を進めていただくように、ご指導いただきたいなというふうに願うとともに、先ほど出ました国利用用地につきましても、ご検討いただけると幸いです。

などという気がいたします。

それでは説明のありましたとおりで了承したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上條会長

ありがとうございます。それでは本件は事務局の説明どおり、了解することといたします。

以上、了解を求める事項につきましては了解が得られましたので、後程、関東財務局長に対し、答申書をお渡しすることといたします。

続きまして、報告事項3件について、事務局から説明をお願いします。

報告事項

1. 留保財産として選定しないことについて

○伊東管財第2部次長

管財第2部伊東と申します。

報告事項1、留保財産に選定しないこととした財産について、私より報告させていただきます。

まず、留保財産について説明いたします。

令和元年6月開催の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえて、有用性が高く希少な国有地は、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、留保財産として国が所有権を留保し、地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けで活用を図ることとしております。

18ページをご覧ください。当局における留保財産の選定基準となります。この基準は、令和元年10月開催の当審議会の答申結果に基づき決定しております。ご覧いただきますとおり、この選定基準では、1にあります地域・規模に関する要件のほか、2にあります、それぞれの財産の立地条件や財産価値等の個別的要因も踏まえ、留保財産を選定することとされていますが、地域・規模に関する要件には該当するものの、個別的要因により留保財産としないこととした財産については、当審議会に報告をさ

せていただくこととしております。

それでは、個別的要因を踏まえて留保しないこととした東京都足立区に所在する財産につきまして、ご説明させていただきます。

19ページをご覧ください。対象財産は、東京都足立区六町に所在する財産で、つくばエクスプレス線「六町」駅の南東方約300メートルに位置する、主として相続税物納により引受けた土地であり、面積は1,212平方メートルと留保財産の選定基準の地域・規模に関する要件、これは1,000平方メートル以上ですけれども、満たした財産となっています。本財産を含む周囲のエリアは、足立区において戸建住宅開発を誘導するエリアとされており、戸建住宅用地としての区画や道路の整備が行われ、本地周辺は戸建住宅が建設されています。写真右手に、かなり戸建住宅がありまして、緑色の草の生えているところが国有地となっております。

本財産について、国のニーズはありません。また、近隣に活用可能な区有地が所在しており、足立区からの利用要望も見込まれず、有用性・希少性ともに乏しいことから、将来における行政需要や地域・社会のニーズへ対応するために留保する必要性は認められない土地と判断し、留保財産としないことといたしました。

以上で報告事項1の説明を終わらせていただきます。

○上條会長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何かご発言はございますか。平田委員どうぞ。

○平田委員

ご説明の物件についてというよりは、一般的なことでございますけれども、国のニーズがなくて、それから近隣の自治体のニーズも少ない物件を留保せず、売っていくことになるという流れについてご質問したいのですが、どんどん土地が売られていくと、民間が買い取ってそれらは何か民間の建物になってきますよね。それを続けていると、今はもう空き家でものすごく苦しんでいる社会の中で、もう民間に一度渡ってしまうと、そういうものしか建たないような流れをずっと続けていくことになると思います。私は空き家の解決、空き家の審議会に関わっているものですから、空き家がぼろぼろになったときに所有権が強すぎて、本当に壊すのにもものすごい手間、法的な措置と、それから公費をかけ税金をかけて、ものすごい時間をかけて手間をかけてやっとな棟、数百万をかけて壊す。それも自治体によっては自治体が負担しなければい

けないというような流れになる。やはりどんどん売ってしまう流れや、財務省としてこの土地のニーズがあまりないというのはわかりますし、活用方法がないのもわかりますが、それでも売らなきゃいけないのでしょうか、ということでございます。今後やはり、何か余白を残すとか、日本の空き家そのものが、もう新築が作られていくごとに空き家が増えてくるような状態になってきている中で、どういう流れを作っているかとされているのか。ぜひ賢い地主さんとしてのお考えで、別にお答えがなくても良いですが、今後の話について何かありましたらお聞かせください。

○瀬川管財第2部長

ありがとうございました。

今委員がおっしゃったような、売却して、それが最終的に空き家になる可能性があるということまで考えて、今未利用地とかの処分の方針を立てているということは私の知る限りはなくて、むしろこういった留保財産の考え方は、従来は未利用地というのは、地公体が使うのであれば地公体に売却するのですが、そういった要望がない場合は、速やかに売却して国が手放すという原則でした。それはやはり未利用地を持っていても、例えば草刈ですとか、いろいろな経費がかかりますし、非常に国の財政が厳しい中で、売却することで、売却収入というのも得られるので、一定の財政の貢献もできるということで、使わない土地は処分して、むしろ民間の方でまちづくりや社会に役立つような、有効活用してもらおうという考え方で売却しておりまして、その線は今も変わっておりません。留保財産にならないものは、やはり入札で一番高くても最も有利な価格で売却するというのが、今の原則でございますが、そういった観点も反映できるかどうかというのはありますが、貴重なご意見としてお伺いいたしました。ありがとうございました。

○伊東管財第2部次長

私からも少し補足させていただきますと、私自身は6月まで札幌の北海道財務局に勤務しておりまして、地方都市ほど空き家ですとか、旭川ですとか函館のような中核都市であっても、街中でも空き地が増えてきているという実態を実際に見てきております。

その中で、一方で委員の中には不動産鑑定士の方もいらっしゃいますが、やはり収益性を見ていった時に、価格の設定っていうのはやはりどうしても値段がつかなくなるところも出てくるんじゃないかというところは、首都圏、このような地域以外では

なくても、地方都市から進んでいると思っております。まさに国の留保財産というのは、今、所有権を移してマーケットに任せましょうということよりも、国として必要なものをまず留保しつつ、一方で暫定的な活用しながら収益を得る、果実を得るところに、国としても財務省としても舵を切ったという状況でございますので、その中で、今委員がおっしゃったようなですね、だぶついてきた土地をどうするのかということ、うまく地域の方と相談していきながら、自治体の方にも、先ほどの松戸ではないですけども、こういう視点はどうか、或いは安全保障の視点でこういう切り口ないかということ、を提案するということが、国の役目なのかという気もいたしております。そのような回答でよろしいでしょうか。

○上條会長

西尾委員どうぞ。

○西尾委員

今、平田委員がおっしゃった趣旨に全く同じ意見でして、以前にこの審議会でも別の土地の話で同じ趣旨の話をしたことがあると思います。

今、国有財産のうち、留保財産については、民間の経済合理性にかなった土地活用がなされている、というような出口になっていると思います。しかし、一昔前であれば、経済活動も旺盛で人口が伸びていたので、なるべく民間に使えるものは使ってもらってやっていくということですけど、平田先生がおっしゃったように、今、時代は変わっているので、土地自体をどうマネジメントしていくことが地域の役に立つのかみたいなことが、セクターを問わず、一緒に考えていかなければならない課題になっていると思います。

それを個別に自治体さんと相談しても、なかなか知恵に限りがあるので、こういう実情が出てきている以上は、国としても、より幅広く国有財産の価値とか活用の有効性みたいなものを、研究する場をぜひ持っていただきたい。国有財産の活用方策を個々の自治体と個別に検討するだけでなく、様々な地域に共通した課題に対応してどのように国有財産を活用できるのか、専門家、有識者の協力を得て、自治体等を入れた研究会をつくり、経済合理性の観点だけでなく、留保財産の別の使い道についても、積極的に検討していただきたいと思っております。

○瀬川管財第2部長

貴重なご意見ありがとうございました。

留保財産の制度が始まって5年ちょっと経っておりますので、また制度のあり方とかを再検討するという機会も今後出てくることがあれば、今いただいたような貴重なご意見を本省にも伝えて、いろいろと勉強していきたいと思っております。ありがとうございました。

○上條会長

他にはいかがでしょうか。大変貴重なご意見ありがとうございました。

それでは2件目の報告事項の説明をお願いしたいと思います。

報告事項

## 2. 貸付契約を解除した留保財産について

○伊東管財第2部次長

本報告事項につきましては引き続き私の方からご説明いたします。

貸付契約を解除した留保財産についてのご説明となります。

資料2 1 ページをご覧ください。対象財産は、赤枠で表示した合同宿舎駒場住宅の跡地で、京王電鉄井の頭線「駒場東大前」駅の南方約20メートルに位置し、周辺には東京大学駒場キャンパスや区立駒場野公園が所在しております。今回、契約の解除をご報告させていただく財産は、赤枠のうち、北側の水色で表示した約7,000平方メートルの土地となります。

なお、南側のピンク色で表示した残りの土地、約3,000平方メートルの土地につきましては、予定どおり特別養護老人ホーム等敷地として、社会福祉法人と令和6年11月に定期借地契約を締結する予定となっております。

資料2 2 ページに進みます。契約解除となった経緯等を説明させていただきます。

本財産は、令和3年開催の当審議会において、利用方針の策定及び二段階一般競争入札に付すことに係る答申をいただいた財産でございます。

令和4年6月に、二段階一般競争入札の落札者である住友商事株式会社と貸付契約を締結しましたが、その後、住友商事株式会社がボーリング調査を実施したところ、過去に国が実施した旧宿舎建物解体工事時に埋戻した基礎杭跡において、空洞があることが判明しました。

そのため、当局において、令和5年度に基礎杭跡の修補工事を実施しましたが、修

補工事中に敷地の一部からコンクリートガラ等の地下埋設物も確認されたことから、引き続き、当局において地下埋設物調査を実施しており、今後も必要に応じ撤去工事を行う予定であります。

そのような状況において、住友商事株式会社から、予定していた時期に工事着工ができず、事業継続が困難との申し出があり、当局と住友商事株式会社で協議した結果、令和6年7月11日をもって、定期借地契約を解除するに至りました。

今後の予定ですが、目黒区と利用方針等について再度協議を行い、改めて答申に沿って、二段階一般競争入札を実施のうえ事業者を決定することとなります。

以上で報告事項2のご説明を終わります。

○上條会長

ありがとうございます。ご意見等、何かご発言ございましたら、挙手をお願いします。藤倉委員どうぞ。

○藤倉委員

質問ですが、地中から出てきた、そのコンクリートガラなどの産業廃棄物は、誰がいつ出したと想定されるのでしょうか。

○伊東管財第2部次長

旧合同宿舍の履歴を持つ土地ではあるのですが、建物解体自体はすべて国の工事で撤去したのですが、往々にして建物とその躯体そのものを取った後も、残りの土地から出てくることもありまして、それらがコンクリートガラとして残っているのではないかと思います。

それは、この土地自体は、旧軍の兵舎跡地だったという履歴がありますので、おそらくその当時、この土地の使わないところにまとめて埋めておこうということがあったのではないかと、これは推測ですが、そのような形で残っていたものと思われる。以上です。

○上條会長

よろしいですか。藤倉委員どうぞ。

○藤倉委員

そうすると地中にあった廃棄物を撤去する費用については国が負担せざるを得ないということは理解しましたが、旧軍が関係しているということになりますと、土壤汚染の可能性もありますので、兵舎ですと少ないですけども、やはり軍用地で土壤

汚染というのは兵舎の下でも出てくることはありますので、また次の土地利用を考えられる際にはですね、しっかりと土壤汚染についても確認していただくと良いかと思えます。以上です。

○伊東管財第2部次長

ありがとうございます。

我々もその認識でおりまして、現在も土地の調査を実施中であります。

この成果をもちまして、或いは地下埋設物のボリュームにもよると思いますが、しっかりと撤去していくという形で対応したいと思っております。ありがとうございます。

○上條会長

他にいかがでしょうか。 井岡委員どうぞ。

○井岡委員

井岡でございます。

私もこれ、しょっちゅう見ている土地なので、前回の審議の後、なかなか動きがないと思って気になっておりました。今回このご説明を聞いて、いろいろな問題が出てきたということで、でもやはり土地としては、都心に近く、駅に近く、大変有効な土地だと思いますので、今後の有効な使い方をまたご検討いただきたいと希望いたします。よろしくをお願いします。

○瀬川管財第2部長

ありがとうございました。

おっしゃるとおり非常に貴重な土地でございますので、今申し上げたように、現在、撤去工事等をしておりますが、いずれ二段階一般競争入札で留保財産として定期借地の活用を図っていきたいと思っておりますが、その際には改めまして、目黒区とも十分協議して、どのような利用が地域にとって最も良いのか、できるだけ地元に役立つような利用ができるように検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○上條会長

澤野委員どうぞ。

○澤野委員

これ住友商事さんとは合意解除したということだと思います。その時に、住友商事さんは、着工時期が後ろにずれてしまうので、事業継続自体が困難と判断されたわけ

ですが、どれぐらい埋設物を撤去するのに時間がかかって、経済的ダメージが幾らかというのはいわゆるわからないでしょうが、期間的なことで、住友商事さんに迷惑をかけてしまった期間、これはどれぐらいで解除とすること判断されたのかなと思ひまして質問します。

○瀬川管財第2部長

契約の内容ですとか交渉内容に関することですので、お答えは差し控えていただきたいと思います。

○澤野委員

国として、地中埋設物の撤去にとりかかっているのでしょうか、その見通しというのはどうなっているのですか。

○瀬川管財第2部長

杭の埋め戻し作業は既に完了しておりますが、その過程でコンクリートガラがあるということが判明しまして、現在その掘削調査をしているところでございます。そのボリューム如何によってその後の撤去工事の期間が変わってきまして、現時点においてもそれがどのぐらいのボリュームかわからないものですから、いつ撤去工事を完了するのかというのが今の段階では申し上げられない状態になっています。

○澤野委員

通常、国有地の売却に先立って、地中埋設物があるかどうかの調査というのはしないものですか。

○瀬川管財第2部長

調査を行ってはおりますが、その時には発見されなかったものが今回、出てきたということです。

○上條会長

よろしいですか。湊元委員どうぞ。

○湊元委員

これは民間事業者にとっては、国を信頼して、契約を結んで、事業計画を立てて、資金計画を立てていたものがこうなったということでもあります。住友商事さんとは、お互いに話し合っただけということですので、そこは良いのですが、今後こういうことがないように、是非最大限の対策をとっていただきたい。国と民間事業者との信頼関係の問題でもあると思ひますので、再発防止策もしっかり施しながらやっていただきたい

いということを申し上げたいと思います。

○瀬川管財第2部長

承知いたしました。ありがとうございました。

○上條会長

他にはいかがでしょうか。

それでは3件目の報告事項に移らせていただきたいと思います。説明をお願いいたします。

報告事項

### 3. 国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況について

○笠井管財第1部次長

管財第1部の笠井でございます。

報告事項3につきましてご説明いたします。

昭和53年6月開催の審議会において、答申後5年を経過し、なお、未処理となっている案件については、審議会に報告等するとの取扱いとなったところでございます。このため、毎年度、第1回目の審議会において報告させていただいております。併せてご参考までに、過去5年間の答申案件の処理状況についても、ご報告させていただきます。

資料24ページをご覧ください。まず初めに、答申後5年を経過した時点で、処理が完結していないものについてご報告いたします。平成30年12月に答申をいただいた東京都品川区小山台に所在する財産ですが、アスベストが検出されたため、答申後5年を経過した令和5年12月時点では未処理となっております。しかしながら、本財産については、令和6年7月に契約を締結し、処理が完結しております。

続きまして資料25ページをご覧ください。過去5年間、平成31年度から令和5年度までに答申いただいた案件にかかる現時点での処理状況をご報告いたします。処理方針策定にかかる答申をいただいた21件のうち、処理済のものが13件、処理が完結していないものが8件となっております。

次に資料26ページをご覧ください。留保財産にかかる処理状況について、ご説明いたします。関東財務局管内では、これまでに留保財産に決定したものが21件ござ

いまして、利用方針を策定したものが5件、国の庁舎として利用するため留保財産から除外したものが1件となっております。

最後に、東京都23区の処理済欄の「※」印につきまして、補足説明させていただきます。昨年のご報告時において、東京都23区の処理済は1件とご報告しておりました。しかし、先ほど報告事項2でご説明したとおり、合同宿舎駒場住宅跡地につきまして、本年7月に北側部分の貸付契約解除に至っております。そのため、0件に修正しております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○上條会長

はい、ありがとうございました。本件につきまして、何かご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、本日子定されておりました議題はすべて終了いたしました。

## 5 閉 会

○上條会長

関東財務局長からご発言がありましたらよろしくお願いいたします。

○目黒関東財務局長

終了に当たりまして、一言お話をさせていただきます。

本日は皆さんご多用のところ、ご審議をいただき、また貴重なご意見を数々、頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

ご審議の方は結論を踏まえまして、早速手続きの方を進めて参りたいと思います。

また、いただきました数々のご意見につきましては、今後の行政の中でしっかりとやっていきたいと考えております。

本日は誠にありがとうございました。

○上條会長

ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項がございます。

○中村管財第1部長

本日いただきました答申と、その概要につきましては、関東財務局のホームページに掲載させていただきますとともに、記者クラブに投げ込みさせていただきます。これらについては、本日この後、事務局の方で対応させていただきます。

また、議事録につきましては、委員の皆様方にご確認をいただいた上で公表させていただきます。

以上でございます。

○上條会長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして散会とさせていただきます。本日はどうもご苦労さまでした。ありがとうございます。

午後4時21分閉会